

法務省 犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会（第8回） 議事要旨

1 日時

令和4年11月15日 午後5時頃～午後6時5分頃

2 協議会の方法

対面及びWeb会議方式

3 議事要旨

(1) 意見交換

「①支援対象」、「②支援の時期、犯罪・被害者の認定」及び「③支援内容の枠組」について、これまでの議論を整理するとともに、「④利用要件」及び「⑤報酬の在り方・利用者の費用負担」についても意見交換を行った。

ア 「①支援対象」について

対象犯罪については、これまでの議論の方向性におおむね問題がないことが確認された。また、被害者と内縁関係や事実上の親子関係にある者を対象者に含むか否かについては、本支援制度の趣旨等を踏まえ、今後も検討を要することが確認された。

イ 「②支援の時期、犯罪・被害者の認定」について

支援（第7回実務者協議会において要検討事項とされた法律相談制度を除く）の始期は、捜査機関が犯罪・被害者を認定した後にならざるを得ないが、何をもって捜査機関による認定と捉えるかについて更に検討を要することが確認された。また、支援の終期についても引き続き検討を要することが確認された。

ウ 「③支援内容の枠組」について

示談交渉については、本支援制度に含めるべきとの指摘がなされるとともに、その場合に、民事法律扶助との二重利用を防止しつつ、活動状況に見合った報酬を支払うための制度設計を検討する必要があるとの指摘がなされた。また、公判段階の支援を本支援制度の対象とすることの当否等については、国選被害者参加弁護士制度との関係性等を含め、引き続き検討を要することが確認された。

エ 「④利用要件」及び「⑤報酬の在り方・利用者の費用負担」について

資力基準等の利用要件・報酬・利用者の費用負担等の在り方については、犯罪被害者に関する他の制度との整合性、本支援制度の対象犯罪以外の犯罪被害者との公平性等を考慮しつつ、引き続き検討を要することが確認された。

(2) 今後の予定等

ア 次回以降の進め方等について

次回（第9回）の会議においては、主に「④利用要件」及び「⑤報酬の在り方・利用者の費用負担」について、意見交換を行うこととされた。

イ 次回の会議について

次回（第9回）の会議は、令和4年12月15日午後5時からと指定された。